

2021 年度

工学部学生会規約審議委員会

答申

2021 年度工学部学生会規約審議委員会

## 《目次》

### 【承認事項】

#### (1) 東北学院大学工学部学生会規則改正 (案)

- ・ 東北学院大学工学部学生会会則第 24 条
- ・ 東北学院大学工学部学生会会則第 24 条
- ・ 東北学院大学工学部学生会会則第 26 条
- ・ 東北学院大学工学部議事運営委員会会則第 5 条
- ・ 東北学院大学工学部施設管理委員会会則第 4 条
- ・ 東北学院大学工学部施設管理委員会会則第 5 条
- ・ 東北学院大学工学部施設管理委員会会則第 6 条

### 【報告事項】

- ・ UCP 対策委員会
- ・ 選挙管理委員会
- ・ 新入生歓迎実行委員会
- ・ 工学部祭実行委員会

## 【承認事項】

### 東北学院大学工学部学生会規則改正（案）

・東北学院大学工学部学生会会則第 24 条

#### 【改正案】

(改正前)

学生会役員会とは以下のものをいう。

- (1) 執行委員会
- (2) 代議委員会
- (3) 選挙管理委員会
- (4) 議事運営委員会
- (5) 新入生歓迎実行委員会
- (6) 工学部祭実行委員会

#### (7) C・M 委員会

- (8) 施設管理委員会
- (9) UCP 対策委員会

(改正後)

学生会役員会とは以下のものをいう。

- (1) 執行委員会
- (2) 代議委員会
- (3) 選挙管理委員会
- (4) 議事運営委員会
- (5) 新入生歓迎実行委員会
- (6) 工学部祭実行委員会
- (7) 施設管理委員会
- (8) UCP 対策委員会

### 東北学院大学工学部学生会規則改正案概要説明

C・M 委員会は現在の工学部学生会には存在せず、削除し改正する必要があると判断いたしました。

## 【承認事項】

### 東北学院大学工学部学生会規則改正（案）

・東北学院大学工学部学生会会則第24条

#### 【改正案】

(改正前)

学生会役員会とは以下のものをいう。

- (1) 執行委員会
- (2) 代議委員会
- (3) 選挙管理委員会
- (4) 議事運営委員会
- (5) 新入生歓迎実行委員会
- (6) 工学部祭実行委員会
- (7) 施設管理委員会
- (8) UCP 対策委員会
- (9) その他執行委員長が必要と認め、総合役員会会議で承認を得られた特別委員会

(改正後)

学生会役員会とは以下のものをいう。

- (1) 執行委員会
- (2) 代議委員会
- (3) 選挙管理委員会
- (4) 議事運営委員会
- (5) 新入生歓迎実行委員会
- (6) 工学部祭実行委員会
- (7) 施設管理委員会
- (8) UCP 対策委員会
- (9) その他執行委員長が必要と認め、学生会役員会会議で承認を得られた特別委員会

### 東北学院大学工学部学生会規則改正案概要説明

工学部では学生会役員会会議が第二議決機関として存在しており、総合役員会会議は存在しないため改正 する必要があると判断いたしました。

## 【承認事項】

### 東北学院大学工学部学生会規則改正（案）

・東北学院大学工学部学生会会則第 26 条

#### 【改正案】

(改正前)

第 26 条 本会会則第一章第 2 条の目的達成の為、執行委員長が必要と認め、学生会役員会会議での承認を

得られた場合、以下の特別委員会を設けることができる。

- (1) 東北学院大学工学部学生会会計監査委員会
- (2) 東北学院大学工学部学生会規約審議委員会
- (3) 執行委員長が必要と認め、総合役員会会議で承認を得られた特別委員会

(改正後)

第 26 条 本会会則第一章第 2 条の目的達成の為、執行委員長が必要と認め、学生会役員会会議での承認を

得られた場合、以下の特別委員会を設けることができる。

- (1) 東北学院大学工学部学生会会計監査委員会
- (2) 東北学院大学工学部学生会規約審議委員会
- (3) 執行委員長が必要と認め、学生会役員会会議で承認を得られた特別委員会
- (4) その他執行委員長が必要と認め、学生会役員会会議で承認を得られた団体(追加)

### 東北学院大学工学部学生会規則改正案概要説明

学生会役員会会議に常任理事会が交流を深める目的で参加するためであり、改正がする必要があると判断いたしました。

## 【承認事項】

### 東北学院大学工学部議事運営委員会会則改正（案）

・東北学院大学工学部議事運営委員会会則改正第5条

#### 【改正案】

(改正前)

第5条 本委員会は、次の役員を置き、委員の中より選出する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 書記 3名

本委員会委員等は、役員が決定次第速やかに本委員会発足の公示をし、任期終了後は解散の公示をしなければならない。

(改正後)

第5条 本委員会は、次の役員を置き、委員の中より選出する。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 書記 1名

本委員会委員等は、役員が決定次第速やかに本委員会発足の公示をし、任期終了後は解散の公示をしなければならない。

### 東北学院大学工学部学生会規則改正案概要説明

前の規約との変更点は書記の人数が3人から1人に変更されました。

議事運営委員は3年生しか所属しておらず人数が7人と少ないため、書記の人数を減らしました。